

「甲府市電子会議システム及びタブレット端末機器等賃貸借」
に係る優先交渉権者選考方法について

1. 優先交渉権者の選考方法及び得点配分について

1.1 優先交渉権者の選考方法

(1) 優先交渉権者の選考については、提案要求事項に基づく提案内容から評価する技術点、提案価格から評価する価格点を指標として、下記2に定める採点方法により算出された技術点、価格点の合計点が最も高い者に決定する。ただし、以下の条件を満たすことを前提とする。

【前提条件】

・提案価格が「提案上限額」の範囲内であること。

(2) 最高得点者が2者以上あった場合は、技術点が上位の者を優先交渉権者とする。それでも優先交渉権者が決定しない場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

1-2 技術点及び価格点の配分

点数については、合計100点満点とし、得点配分については以下の通りとする。

合計点	技術点	85点
100点	価格点	15点

得点配分の詳細については、資料2「優先交渉権者選考審査基準及び提案書記載項目」を参照すること。

2. 技術点、価格点の採点方法について

2.1 技術点の採点方法

(1) 企画提案書の評価（評価分類の技術点）

企画提案書の評価にあたって、資料2「優先交渉権者選考審査基準及び提案書記載項目」に記載のとおり、評価分類、配点、評価基準を設定し、評価を行う。各評価基準の採点にあたっては、0点から5点の6段階による評価を行い、評価の根拠等をコメント欄に記述する。

また、0点から5点の判断の根拠については以下を基準とする。

評価分類点	判断基準
0点	指定した記述項目が網羅されていないか、又は網羅されていても不適切な記述内容である。
1点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が著しく乏しい。
2点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が乏しい。
3点	平均的な内容である。
4点	創意・工夫がある。
5点	創意・工夫があり、特に効果的な内容である。

評価者の合議による評価点をもって、その評価分類の得点とする。ただし、各評価分類の配点が、10点及び15点の場合は、次の計算式によって算出する。

<p>「各評価分類の技術点」</p> <p>= 評価分類点 × 2 (10点の場合)</p> <p>= 評価分類点 × 3 (15点の場合)</p>
--

2.2 価格点の採点方法

企画提案価格が提案上限額の80%以下の場合は15点、提案上限額と同額の場合は、0点を付与する。

価格点（構築）の採点については、以下の計算式で算出する。

$\text{価格点} = \left[1 - \frac{\text{提案価格} - \text{提案上限額の80\%}}{\text{提案上限額} - \text{提案上限額の80\%}} \right] \times 15$ <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">(小数点以下第2位を四捨五入)</p>
--